

令和7年9月29日
総務部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

(同)からつキャッスルを指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(同)からつキャッスル

(唐津市東唐津2-1-5)

役務：清掃、調査・研究、その他

2 指名停止期間

令和7年9月30日から令和7年10月13日まで 2週間

3 指名停止理由

(同) からつキャッスルは、令和7年8月5日、「大志小学校外12校小学校窓硝子清掃業務」において、鏡山小学校校舎3階で窓清掃の作業時、その労働者が窓外側に出て窓を拭いていた際にバランスを崩し、約4m下の玄関屋上に転落し、腰椎及び左足すね等を負傷する事故を発生させ、令和7年8月25日に唐津労働基準監督署から労働安全衛生法違反により是正勧告を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第1第7項(安全管理の措置が不適切により生じた建設工事等関係者事故)に該当する。

指名停止期間については、(短期)2週間以上(長期)4か月以内の範囲で措置することとなり、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準(以下、「措置基準」という。)」別表のヌ(市工事等で工事関係者に重傷者(全治2か月以上をいう。)を生じさせた場合)に該当する。また、措置基準第4条に規定する加算条項に該当しないため2週間とする。

5 令和5年度～令和7年度発注実績

令和5年度 2件 2,046,000円

令和6年度 3件 2,609,200円

令和7年度 4件 3,755,400円

(本件の問い合わせ先)

総務部 契約検査課

担当：松尾

電話：直通72-9240 (内線1361)